

発議案第2号

議会議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月2日

提出者	君津市議会議員	三浦章
賛成者	同	高橋明
	同	磯貝清
	同	佐藤葉子
	同	橋本礼子

君津市議会議長 嶋田剛様

提案理由

今般の新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしていることを踏まえ、君津市議会議員の報酬の月額を減額し、支援に係る財源の一部とするため、新たに条例を制定しようとするもの。

君津市条例第 号

議会議員の議員報酬の減額に関する条例

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間においては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）第2条の規定による議員報酬の支給に当たっては、議員報酬の月額から、議員報酬の月額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。